

令和4年12月1日

投資信託における約款改訂ならびに
非課税口座みなし廃止手続きについて

平素より、広島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、お客さまの非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、非課税口座を廃止させていただき内容を追加し、非課税口座約款の改訂を実施いたします。

改訂後の約款等をご要望の際は、当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。

また、当該約款変更にあわせて、下記のとおり、対象のお客さまの非課税口座のみなし廃止措置を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 約款改訂について

改定日	令和4年12月1日
改訂約款名	非課税口座約款
改定内容	「非課税口座のみなし廃止」項目の追加

2. 非課税口座のみなし廃止について

(1) みなし廃止の概要

当金庫に対し、「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、非課税口座を廃止させていただきます。

(2) 対象のお客さま

非課税管理口座に、2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていないお客さま

(3) 非課税口座廃止日

令和4年12月15日

以上